

## 令和5年度児童育成手当 (育成手当・障害手当)の申請

手当の年度が6月から切り替わります。現在手当を受けていない方で、所得や扶養人数などの変更により手当の対象となる方は申請が必要です。

時 5月1日(月)～31日(水)

※6月以降の申請は申請月の翌月分から支給

### ◆育成手当

対 父・母が婚姻を解消した状態などにある、18歳になった最初の3月31日までの児童を扶養している方

□支給金額 月額1万3,500円(児童1人当たり)

### ◆障害手当

対 愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～2級程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を扶養している方

□支給金額 月額1万5,500円(児童1人当たり)

### ◆共通

□令和5年度所得制限額表(令和4年中の所得額)

扶養人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

※以降1人増えるごとに38万円を加算

□申請に必要なもの

必要なもの	育成手当	障害手当
申請者および児童の戸籍謄本(離婚日などの記載があるもの)	○	—
申請者名義の金融機関口座の分かるもの	○	○
身体障害者手帳または愛の手帳の写し(お持ちの方)	—	○
申請者の本人確認書類	○	○
申請者および児童の個人番号(マイナンバー)が分かるもの	△	△
そのほか(課税証明書、住民票、各種申立書・調査書など)	△	△

※書類は交付日から1カ月以内のものが必要です。

申 子育て支援課(田無第二庁舎2階)へ持参

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## 子育て世帯生活支援特別給付金

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施します。

※詳細は5月15日号でお知らせします。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840



## お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

### 5月の薬湯 ～菖蒲湯～

時 5月5日(祝)

場 庚申湯・みどり湯・ゆパウザ

●小学生以下…入浴無料(保護者同伴)

問 西東京市公衆浴場会

庚申湯 ☎042-465-0261

午後2時～3時30分

※どちらか1回のみ

場 田無庁舎5階

対 個人事業者・法人

申・問 東村山税務署

☎042-394-6811

### はたらく消防の写生会

小・中学校の児童・生徒に消防車両の写生会を通じて消防の仕事への関心や防火防災意識を高めてもらうことを目的としています。

※詳細は問にお問い合わせください。

問 西東京消防署 ☎042-421-0119

### インボイス制度説明会のお知らせ

10月1日(日)から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。「自分は登録すべきなの?」などの疑問をお持ちの方はご参加ください。

時 5月22日(月)午前10時30分～正午

### 農と食の体験塾「大豆編」塾生募集

「東大生態調和農学機構(旧東大農場)」の協力のもと、実習と講義を通して大豆栽培や生態調和型農業、東京在来大豆について学びます。

時 6月13日(火)～令和6年2月

※月に1～2回程度

対 18歳以上で初回のオリエンテーション、主に(火)午前中に参加可能な方

¥4,000円

申 5月23日(火)までに、問のHPの申込フォームから

□主催 実行委員会(東京大学生態調和農学機構・多摩六都科学館・市民)

問 多摩六都科学館

☎042-469-6100

## 生活困窮相談窓口を開設 (5月3日祝)

時 5月3日(祝)午前10時～午後3時

場 生活サポート相談窓口

(田無庁舎1階 福祉丸ごと相談窓口内)

内 生活困窮相談・生活保護の新規

相談・住居確保給付金の相談など

▶地域共生課 ☎042-420-2809

▶生活福祉課 ☎042-460-9836

## 令和5年度児童手当・特例給付の申請

児童手当の年度が6月から切り替わります。令和4年度(令和3年中)所得が所得上限超過により児童手当・特例給付の支給対象外となった方で所得や扶養人数などの変更により手当の対象となる方は申請が必要です。

時 5月1日(月)～31日(水)

※6月以降の申請は申請月の翌月分から支給

□令和5年度所得制限額表(令和4年中の所得額)

扶養人数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622万円(833.3万円)	858万円(1,071万円)
1人	660万円(875.6万円)	896万円(1,124万円)
2人	698万円(917.8万円)	934万円(1,162万円)
3人	736万円(960.0万円)	972万円(1,200万円)
4人以上	1人につき38万円加算	

※所得が②以上の場合は支給対象外となります。

※( )内は収入額の目安

□支給金額

児童の年齢	児童手当 (①の額未満)	特例給付 (①の額以上、②の額未満)	②の所得上限 限度額以上
3歳未満	1万5,000円	一律 5,000円	支給なし
3歳以上 小学校修了前	1万円 ※第3子以上 1万5,000円		
中学生	1万円		

内 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の振込先口座について、公金受取口座(受給者名義の普通預金口座に限る)を利用できます。公金受取口座への振込を希望される方はお申し出ください。

※詳細は市HPをご確認ください。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## 5月の人権・身の上相談のご案内

人権侵害、偏見や差別、近所付き合いでの悩みごとなど人権擁護委員が市民の皆さんの相談をお受けします。

時 5月11日(木)・24日(水)午前9時～正午・午後1時～4時

場 田無庁舎2階

申 5月1日(月)から電話で下記へ

▶協働コミュニティ課 ☎

☎042-420-2821

## 無料市民相談

### ■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時

### ■専門相談(申込制) ※1枠30分

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

□申込開始 5月8日(月)午前8時30分(★印は、4月18日から受付可)

□申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

問 市民相談室 ☎042-460-9805

内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	5月15日(月)・19日(金)・24日(水)午前9時～正午
		5月16日(火)・17日(水)午後1時30分～4時30分
交通事故相談	電話・対面	★5月8日(月) 午後1時30分～4時
		5月23日(火) 午前9時30分～正午
税務相談	電話・対面	5月19日(金)・23日(火) 午後1時30分～4時30分
不動産相談	電話・対面	★5月11日(水) 午後1時30分～4時30分
		5月26日(金) 午前9時～正午
登記相談	電話・対面	★5月2日(火) 午前9時～正午
		★5月18日(水) 午後1時30分～4時30分
表示登記相談	電話・対面	★5月2日(火) 午前9時～正午
年金・労災・雇用保険 人事一般相談	電話・対面	※5月15日号でお知らせします。
行政相談	電話・対面	★5月10日(水) 午後1時30分～4時30分
相続・遺言・成年後見等 手続相談	電話・対面	★5月12日(金) 午後1時30分～4時30分